

取手市地域公共交通計画

(素案)

令和 7 年 12 月
取手市

目次

序章 策定の目的、計画の概要	1
序—1. 策定の背景と目的	2
序—2. 計画の位置付け	3
序—3. 計画区域	4
序—4. 計画の対象	4
序—5. 計画期間	5
序—6. 計画の構成	5
第1章 現況と問題点	7
1－1. 公共交通にかかわる上位関連計画	8
1－2. 公共交通にかかわる市民アンケート調査結果	13
1－3. コミュニティバス利用者にかかわるアンケート調査結果	17
1－4. 公共交通関係団体の意向把握	19
1－5. 市民の意向把握	21
1－6. 市の概況	23
1－7. 現況と問題点	25
第2章 取手市の地域公共交通における課題	43
2－1. 課題整理	44
第3章 計画の基本方針	49
3－1. 取手市地域公共交通の基本方針	50
3－2. 取手市地域公共交通が目指す将来像	53
第4章 地域公共交通の施策	61
4－1. 施策一覧	63
4－2. 各施策の詳細	65
第5章 計画の推進にあたって	79
5－1. 推進体制	80
5－2. 進捗管理手法	80
5－3. 評価指標	81

序章 策定の目的、計画の概要

序－1 策定の背景と目的

(1) 背景

現在の公共交通を取り巻く環境は、「少子高齢化・人口減少などの進行による公共交通利用者の減少」、「利用者の減少や運転手不足、経費高騰による公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下」、「公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下による利便性の低下」、「利便性の低下による更なる利用者の減少」などの様々な要因によって、今後も利用者の減少や公共交通ネットワークが縮小していくことが懸念されています。

本市の公共交通においても、年々利用者は減少していく傾向にあります。また、令和6年(2024年)4月から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、バス等の運転手の労働時間の基準が厳しくなったことで人員不足が発生し、路線バスやコミュニティバスにおいて便数の減少や路線の廃止が行われています。

このような現状を解決するため、「とりで未来創造プラン2024」や「取手市都市計画マスタートップラン」では公共交通に関する施策として、日常的な移動手段の確保や利便性の向上による利用の促進に向けた取組を行っていくこととしています。

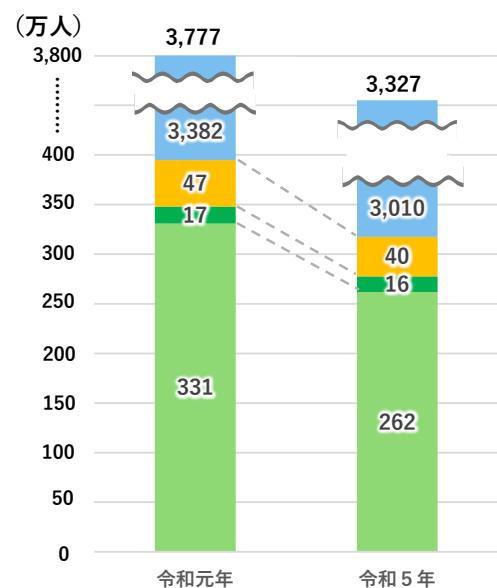
(2) 目的

今までの公共交通は交通事業者を中心として公共交通サービスを提供していました。しかし、利用者減少や運転手不足などの公共交通を取り巻く環境の変化により、現在のサービス体制のままでは地域の公共交通が成り立たなくなる可能性があります。

今後は公共交通の枠組みを見直し、市民・交通事業者・行政が一体となって、持続可能な公共交通ネットワークを形成することが求められています。

そこで、公共交通に関わる全ての方々に公共交通ネットワークについての方向性を示し、上位計画で示された取組をより具体的に進めることを目的として取手市地域公共交通計画を策定します。

«本市の各公共交通の利用者数の推移»



出典：【鉄道】各鉄道会社 HP（市内各駅の乗降者数累計）

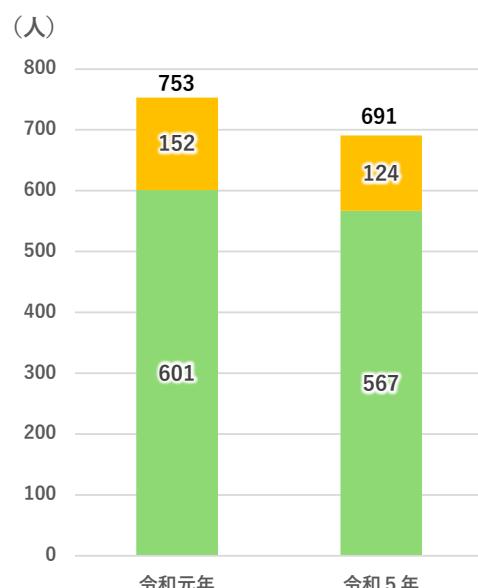
※JR 常磐線は乗車人員を2倍にしてカウント

【路線バス】統計とりで（取手駅の年間乗降人数）

【コミュニティバス】取手市資料（年間輸送人員）

【タクシー】茨城県タクシーハイヤー協会資料（年間輸送人員）

«市内の各公共交通事業者の運転士の推移»



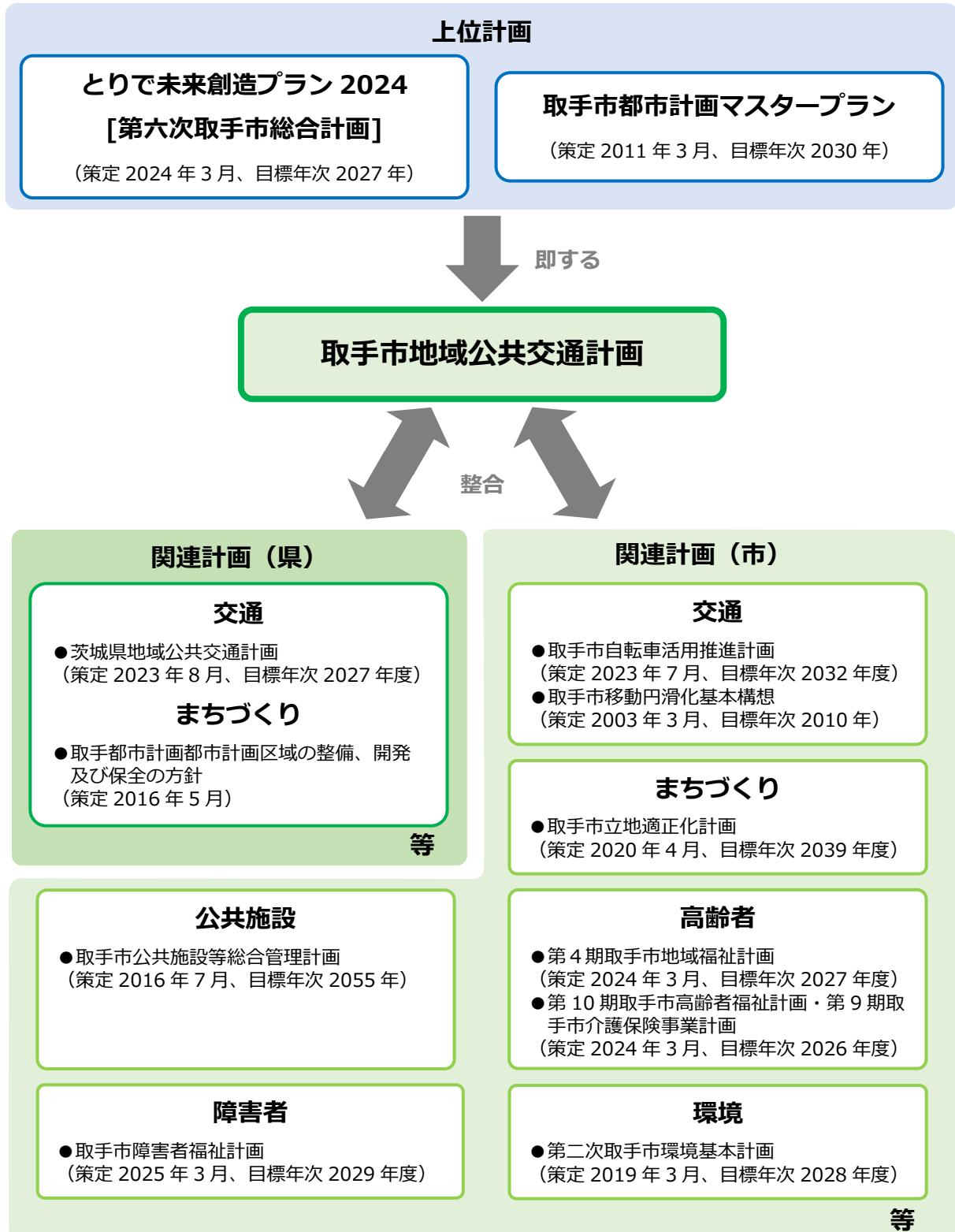
出典：【路線バス】各バス会社提供資料

【タクシー】茨城県タクシーハイヤー協会資料

序－2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「とりで未来創造プラン 2024（第六次取手市総合計画）」、「取手市都市計画マスタープラン」に即するとともに、関連計画である「茨城県地域公共交通計画」、「取手市立地適正化計画」、「第4期取手市地域福祉計画」などの様々な分野の計画と整合を図ります。

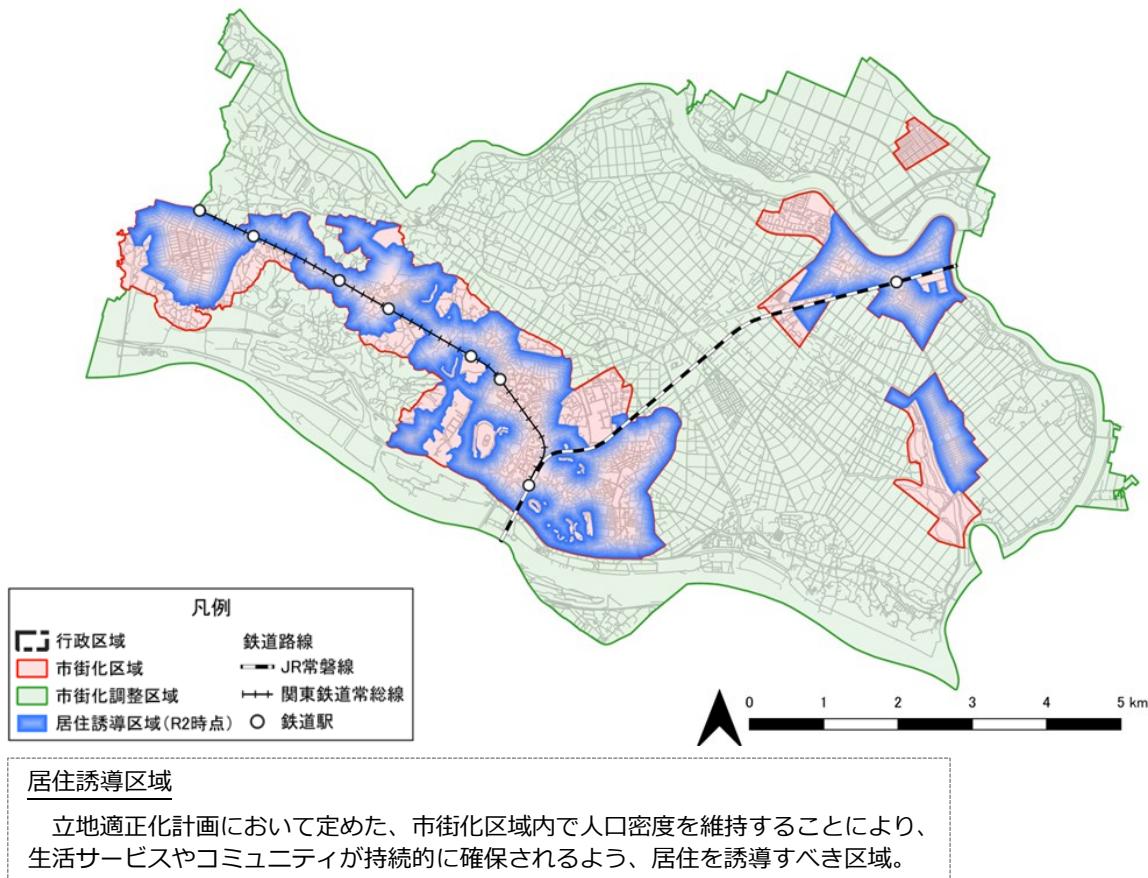
«上位関連計画との関係»



序－3 計画区域

計画区域は取手市全域とします。

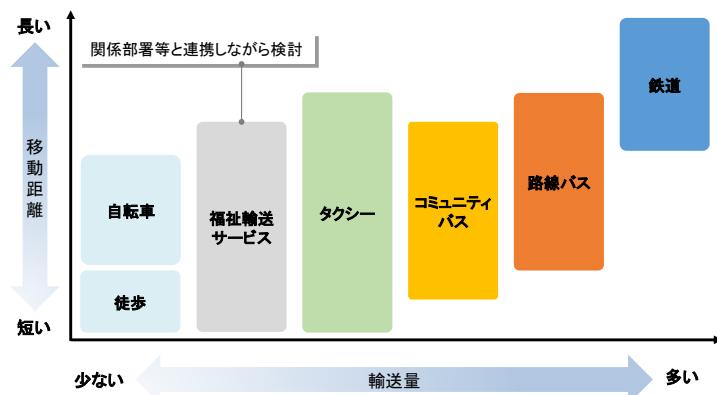
«本計画の計画区域»



序－4 計画の対象

下図に示す交通サービスを計画の対象とします。公共交通は、ご自身で公共交通を利用できる方（乗降場所まで移動できる、車両を乗降できる等）の移動を中心にカバーしていきます。ご自身で公共交通を利用する方が困難な方に対しては、福祉部門等と連携して移動サービスを検討・提供していきます。

«計画の対象»



序－5 計画期間

計画期間は地域公共交通計画等の作成と運用の手引きにおいて、原則5年程度と定められていますことから、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）とします。

«本計画の計画期間»

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

序－6 計画の構成

本計画の全体構成、各章の内容は以下のとおりです。

«本計画の構成»

序章 策定の目的、計画の概要

- 本計画策定の背景・目的や位置付け、計画区域、期間、構成などを整理します。

第1章 現況と問題点

- 上位関連計画、現況、市民アンケート、事業者・地区ヒアリングの結果から本市の公共交通にかかわる問題点を整理します。

第2章 公共交通にかかわる課題

- 公共交通にかかわる問題点を踏まえ、本市の課題について整理します。

第3章 計画の基本方針

- 本市の現況や課題を踏まえ、公共交通に関する将来像を示します。

第4章 地域公共交通計画の施策

- 将来像を実現するために必要な施策を示します。

第5章 計画の推進にあたって

- 計画の評価指標や実施主体、スケジュールについて示します。

